

津市一身田寺内町地域文化資源活用事業補助金交付要綱

令和6年3月29日訓第48号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国宝建造物と環濠等の稀有な地域資源を残す一身田寺内町において、地域住民等が主体となって地域ぐるみで行う歴史的、文化的資産を活用した事業を支援することにより、地域文化並びに歴史の継承及びまちの魅力を市内外へ情報発信することを通じて本市の文化振興を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の補助金は、「一身田寺内町地域文化資源活用事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(補助金の目的等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、目的、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限等)

第4条 規則第3条第1項の別に定める期日及び同項第4号の市長が必要と認める書類については、別に定める。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条の市長が定める期日は、補助金の交付の申請をした者が規則第6条の規定による決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(実績の報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業	目的	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
一身田寺内町まつり事業	一身田寺内町まつりを通じて、同地域内の歴史的、文化的資産を活用した事業を支援することにより、地域文化並びに歴史の継承及びまちの魅力を市内外へ情報発信することを通じて本市の文化振興を図る。	補助事業の運営費	予算で定める額	一身田寺内町まつり実行委員会